

和武百字二

学 文		
数册	其数	番
六	一	一五
学 校	县 中	滋 野

田口 外吉著
日本開化小史 卷之二

7
3

210

745

Vol. 2

田口卯吉著

日本開化小史

田口氏藏版

彦根立校
印中章

日本開化小史卷の二目錄

第三章

倫理の情の論

中古國郡の制並小兵制の變遷

數々戰亂ありて大小名諸國に起リ一事並小武夫

の心變遷セ一事

榮譽を望む心

臣從其心並忠義の心次第小威なり一事

風俗の起り

國司の權次第小減セ一事

軍陳の有様

第四章

鎌倉政府地方と制すべ方法

鎌倉政府内部の有様

門地貴賤の考

王家は政治小神権ありとの考

北條氏政權を握る―後北國勢

元北入寇

鎌倉政府の修整と源由

佛法信仰の氣感あり―事

第三章

日本開化小史卷の二

田口卯吉著す

第三章

封建の推興より鎌倉政府創
立小至つ迄の地方の有様

人の幼き時小へ善惡邪正を識別するは心未だ發せざるを以て人と打ち人此物と奪ふ事草木禽獸と對す所を如く更小意に介する所ふ―此時に當ては他人の喜ぶるは見ふも怒まざるを見るも心小感を多とをけきべ之を為す小悦ひ懼ると如し然れども心小快と―悶とするは感覺を天性小存するは殘りて他人の己小加ふる所業に於て一夫の悶と快と此二感を覺へざるを得生と保れものを快と―死と近く

天性と爲る其後度々此實驗を經て他人の己の快と加ふるも問と興る亦も常々先づ其面小現はるゝこと淺知して始りて怒れる顔の懼る危きと喜ぶ顔の悦ぶべきこと淺解し其顔色を見り直に泣き或は笑へり斯て復た度々此實驗を經て他人の怒り喜ぶを偶然小起る小非る亦常々己より他小加ふる所業の性質又侵す或は怒り或は喜ぶことを悟る然れども如何なる所業に怒り如何なる所業に喜ぶやを詳るにせば正と以り頗り小他人の顔色を窺て事と爲し數く懲悔を亦所巧りて己の所業の内ち彼れ淺爲し人必ず怒らん此を爲すと人必ず喜ばんと先

づ心小判別すふと得る小至るふり然ととも私利を計るの心極りて鏡を亦他人の憂と憂と七矣唯己の所有れみ多くせんと競ひ未だ人欣喜べしむるは善業なるを知らず人と怒らむむるは惡業なりこと淺知らず不智也

經驗次第小進むに及んで其私利淺計り亦た大なる衣服飲食も美ならんことを願ひ父母兄弟を恙ふらんことを願ひ親族朋友より見り知らぬ他人までも耳目小觸る所小淺きも有様に至らば自らんこと淺願ひ極めて憐れも有様を見ると自ら損失を憐れむ之を救はざる淺得たり亦至ることあり

是れ己の損失を憂ひざるはありさ我定も見し有様
の其心成福なりとむる事其損失を憂はざるを大なる事なる
り是は倫理の情状起源あり孟子曰く人皆ふ人に忍
びざるは心あり余も人乍ち孺子の將ふ井に入らん
を孺子を見るとき皆を怵惕惻隱の心ありて交
を憐乎は父母の内ふ所を非也以此を譽を郷黨朋友
と要むる所は非也と抑も人小忍びざるは心とる
憐はふは状態と見るとは嫌惡の私利心なり親族と美
服を着せしめんを欲するは自ら飾らんを欲するは心
と同一なりすや孟子云ふ此心を推して人性善なりと
何とふれば善の端也これ倫理の情状成長せり私利

心を幼き時未だ發せず自ら愛するの心成長し
其境界廣くならずて而して愈々盛なり終に他人を
して憂へしは喜むるを免んと我心起る小至るなり
斯く私利心成長するの際吾人は其所業を日撃し一
一之を評を下すものあり他人は損失せしむ自ら利
つふ時を世人欺して曰く此は惡業なりと蓋し害亦
た自家小及ぶんこと成恐るまじなり憐むるは状態
を見ざる好まざるなり其自ら損失して他人を利
するもの成見社を世人皆を之と賞して曰く是は善
業なりと蓋し自家亦た此善成得んことを望むるを
り他人の喜ぶを見ればなり是は小於て乎人始

りて他人と喜ばしむるの善業なりとて、然れども他人
を怒り志むるは惡業をばこれを知りて是を倫理
の情は人心に發する起源なり然り而して一まの業
譽ありて一まを耻辱はて漸く人間社會に勸善懲惡の
教立つ小至き久世の識者も人此心を考究するに當
て他人を利せんとの心と自身を利せんとの心とを
全く水火相ひ容まざるものも如く思ひ其惡を制止
するの心を良心と云ひ善を制止するを戒心と情欲と
云ひ二種の心腦裏に存すと判定したり夫を見ざる
も此人と雖も未だ倫理の情を以て私利心と同視を
み能はざりしか如し公利心と云ふは、孟子に云へし仁也、氏曰く倫

理の情は度は経験と積る變性せし私利心なり蓋
し經驗を以て其情と懲戒せしむるは其前經の
構造を變性せしむる之を其子に遺傳し子亦た之を
經驗を加へ其性を變せしむ其孫に遺傳し孫亦如
此を小して終に經驗より來らざる一箇獨立の稟性
の如く見ゆる小至社子一人の私利心の經驗も其か
ざりしか如き念と成まると度はの經驗も人を教ふに
小至するは利害の關を人を知るに云ふなり、氏
之を駁して曰父祖の經驗と其性と成りて子と孫と
に遺傳し益重積をばれことハ左もあらず然れども
之を以て正善と私利との如き大異を辨明するに

大門口の文 卷二 第三節 四

難うはへし経験如何小積重したれとて私利を以
 と正善と思へしむるも至らざる正善を為る人
 の義務なり徳義なりと云つて教を立たざるは見え
 正善ハ私利と合せざるありて正知るべし若し正善常
 正私利小合せを何ぞ義務なり威徳なりと賞賛を以
 るに至らざるや蓋し人智の進むに従ひ直に私利と成る
 所業と私利とのありねども他小喜ぶ庸事ことある
 所為り小為る所業との二種ありて後悟るに至る
 處は是を私利と正善義務の考は教す處所以なり且
 正善の考を遺傳性より寧ろ幼時の教育小基
 せしむるに多し故に余も乃ち教則ハ正善の起源より

て私利を之を計るの尺度を思ふは其の
 化源論二百七十七下見

右大ニセシセシ氏の説を私利心を以て倫理の情を説
 き明さるるにたれども人の忍びざる心の如きと全
 く人の天性も存志して私利と一致をせざるは如
 く人に思はるるに則ち父祖以来の私利心小未だ一
 人の経験小基を云はる説を立てざるなり故に
 小ソボツク氏の駁論あり不至るなり又たセシ
 氏の教則を以て正善は考の起源と為る抑
 教則とも品行の正邪を判評するに論なき此世論
 則ち社會の人其利益を害せられざるを成欲する

其能ふらずや此世論の爲り小倫理は情増進をふと
 巧まべし然るに善惡邪正の評判を俟と而して人
 皆を他人に救ふに非らざるなり其心見古お忍びさ
 りあふを爲りけり抑も此忍びざるの心を何ぞ人皆
 ふ其所有物と愛するは私利心あり即ち親族兄弟朋
 友を愛む所の心ありなを聖夫は孝や悌や素と此私利
 心と同文なり嗚呼人類の腦裏豈に二種の相容あり
 かりざる如き心あらんや皆私利心の成長して
 其技業を廣げし如爲り小技業の内は相抵格するも
 の發見は不可然とを其本源に至りても素より一
 根幹に出るをばあり矣之を要す則小倫理の情は私

利心の技業なり善惡邪正の考は世人は評判を得く
 而して後發する事のふり
 故に善惡の教を社會に評判し發すはものありて其
 所謂善とハ行ふ人小利而して非を寧ろ受くる人
 利恥をなかり其惡をを行ふ人小害を非を受く
 人小害をなかり行ふ人の利害得失ハ嘗て其費用
 中に入らざるなり故に曰く仁者ハ富ますと又曰く
 仁者ハ利せんを以て爲り己に損失せ故に利害得失は
 他人小聞せざる以上は善人も非らざる惡人も非らず
 見よ見よ商人は以て善人とを云ふは農業を以
 と惡業とを評すなり而して社會は人の最を務むべ

きは此善とも惡とも評せざる所業に存する事あり
 抑も他小惠與をばか如きも之を受く事も亦不利あり
 り而志て受けざるものと雖も稍く之を受くるの頗
 きは多儀以て世之と善と評すは形なり然れども若し
 與ふとも致し利害をも併せ論ずるに至るて未だ
 必ばとも全社會に利ありとも云ふ處より所あり
 幸ふして世人未だ善事に吸々と志て其私利を捨つ
 り不至らず是れ人間社會の今日不至るて益々繁榮
 する所以なりん此事本文記を以て所の世態人情變遷
 のさよ小關するを以て記して以て讀者の參考に供
 せよと云ふ

源氏の旗下不附従ひ平家を西海に攻亡し平安朝廷
 の政權を奪ひて鎌倉政府成取立てたり武夫の有縁を
 領する既よ是き多少の人馬を蓄へ數ヶ處の莊園を占
 領せり是き東國にて大名小名と稱するを以てなり此時
 亦及びて日本の諸國に此豪族の無き地とてはなかり
 たり熟く其濫觴を尋る亦原と國郡成制するに於て政其宜
 と得ざるを以て爲り乎在昔唐制を摸倣し國造縣主の制
 舊事記に國造百四十四ありを改め國司守介を以て
 諸國を治めり不々當て十六國壹城對馬とも六十
 の四種とく四年を以て國守の任限と定り諸國の司近
 國を一年お一度中國へ二年お一度遠國へ三年お一度
 参朝して正税公解の勘定を爲し其權限を偏し文墨の
 勘解由使之役勤く解由を與ふ其權限を偏し文墨の

事務小限して兵馬の事に至りては全く關を處な
 ずしなを國司の兵事に關しての任を兵士の名簿二通
 上中下の三等と注し一通を國司留り置き一通を兵部
 一送す事ふり征討上番の事あるとす國司右名簿
 小據りて次と以て差違を稱し三國の國司を守國の
 任あり其後陸奥守の遊惰の弊漸く朝廷小盛なり及
 り鎮守府將軍と兼ぬ京都と離るる鄙野れり
 びて治民の任に當り華奢なる京都と離るる鄙野れり
 諸國小派遣せらふ事と貴族の嫌ふ所とふりしちや千
 四百九十年の頃海和の廷議し國守比任に堪ゆとも
 の多く得へうらす一良守茂得ば則ち宜く數國と兼帶
 としむべし一兩の僚屬亦た其請し依て之と任をべし
 其新小除去者ハ特し引見して以て治方茂勸諭を

を治をたふと又た其後三好清行の封事亦も諸國の小
 吏並小百姓の告言訴訟を依て朝使を差遣す事を停止
 せん事を請ふの文あり其文中曰く使人國に到るは
 非と辨を編小使式に依り事小貴を以て其印鑑は
 領し其禁錮と嚴しを即ち官長の貴さを以て其印鑑は
 と肩を堪へ口を連ね其推物を受く若く辭對の間職芥
 古違ふ有きを則ち立どころ小標繼を加へ使ち牢控小
 填す若く亦た告誡の言事皆を實ならす難も而も威
 振已小廢し政令行はしを愛小降境の百姓轉を相ひ見
 開し則ち各此其長と輕侮し肯て其政教小服さむ化を
 傷がの源此よむ甚しきを論し是論は據るを人氏
 ての爲め司馬の司の人民を是れ蓋小治民の任小權威出
 重祿を附して官吏の之を嫌ふを防むの策のみさね
 をし和諸國の守介は嚴然として城柵を築き邸宅を為

盗賊の多し所謂僚属郎黨の輩は乃ち其邸宅を遊走
去て任國の政務を理し兼て長官は私事代贊助せり然
る而して散位の子弟等時を僚属の上より立て公務小關
せり是は任限あり一封國と稱すゆき不可なるふさふ
如し朝廷より差遣したる官吏を以て地方を治め而し
論甚な威あり余恐らくは此論を誤是より治民の制度
漸く弛め又さ當時の兵制を考ふるは一國の下を三
分し其一戎以て武を講せしめ持統天皇の時を二國の
政也一年京を守り三年防と守り之戎上番と云ふ
守り時を此を衛士と稱し防上番を勤め歸郷き時後
又た兵役小徴する事なくはまを海内の人民均しく兵

役し應し未だ嘗て武夫れりともはあらはれしるは
朝の未散く大兵戎發去て奥羽地方の叛民と征せらる
是は小於く熟兵の銳し新募の鈍き事と知られをばまや
千四百三十年の頃光仁帝の代廷議し因て冗兵を沙汰
し殷富の百姓其才弓馬に堪ふ者としを専り武藝と
習はしり以て徴發し應せし免らば是より兵農漸く分
り武夫なる者諸國より出来く軍馬の事を常に此輩の
負擔する所となれし彼の坂上田村麿文室綿曆等が率
るて以て東國伐征しきも實に此武夫なり此武夫等
上番を勤むるは際しは兵部の將士ありて統ふと雖も
國小歸しに及んでは百姓と相伍し自ら武勇小誇り魯

て人の之を統ふるまのぬし故に跳梁跋扈して諸國
 盜賊漸く多く是より兵制漸く弛りて十五年七月十四年
 三好清行の封事曰く今ま件等の舍人皆不請國門藉
 落或は千里印驛の外百日行程の境小在り豈は門藉
 編名宿衛公番を以て得んや其ま皆を部内の強豪民間
 の山暴る者也國司法小依く其事を勘規るれば則ち
 駭奔して洛小へり中略夫れ以みる小衛卒を遣置する
 者も警急に備んか為りや而もに今ま遠く旬服小在
 して京畿に居らば統令皇都虞か多きを則ち此輩何用
 らあ若し急ちら付奔赴も及ぶなり然らば則ち
 徒に諸國の豺狼を非らす斯く下小土著にして勇小誇り
 と三軍の驅虎小非らす斯く下小土著にして勇小誇り
 此武夫あまて而して上は封公の如き國司領主何にか
 なく氣力あまも我ら兵伐弄するを得べし是小於てり
 國司の一族其郎黨と率めく叛をもものあり將門純友
關東八州
 九州四國山陽の數國と奪ひ國司の之と戦ふものあり
 偽百官と置き内裏を修す

常陸の大塚平國吉土浦の城を出て戦ふ武藏守源經基
 其居城箕田城と守りて防く純の假人伊豫守と一り
 友を而して國司の一族私兵を以て之と滅ぼすものあり
 平貞盛私兵を以て皆を領内の武夫伐驅り親族郎黨を
 以て之と統轄せしり以て城を防ぎ戦ふ趣々然と
 此時武夫の集まらば或は催促し應じ已と得る
 して従ふものあり或は私利伐計して集りたる者もを
 以て戦利あらはしときハ軍勢散して敵とれり國香藤
代川小
 敗れて國中全戦利あふとふハ軍勢多く集り平貞盛
戦に勝
 敵と成る將門の兵と今ま世の中緒てとや思ひ前太平
我ら
 我らと弓を伏せ甲と脱く降人小出てふ々前太平
我ら
 記を見各々私利と計て去就と決し向背伐定りたり一
 二の新族郎黨小非らざるより未だ他人の爲り小死

其後有功の武臣等多く所領と賜りて始て大名小名
 の土著の領主諸國に起り源氏ハ河内の國と賜り香
 國司と肩を此へ權と争ふものありて至れり彼まを累
 代の封侯なり此まを僅う小四五年の君主あり故小武
 夫の心代寄をば處を此まあり候て彼此まあり況ん
 や此等の領家も多くと武人ふれは終小領地小依て叛
 くも代あり忠常下總の千葉小據て叛を安房上總下總
 其奪ふ處とふる東國領主小して國司を兼ねるも
 の武夫從ふ者三方人領主小して國司を兼ねるも
 朝命代奉て之と征をばものあり朝延甲斐守源賴信
 一む頼信申斐小居る代て其子頼義を召して紹命を
 傳へ一む頼義即ち其一族家人等を帥りて甲斐に至り

父小會下て其叛くものも素まを一族郎黨を以て領内
 小軍小起て其叛くものも素まを一族郎黨を以て領内
 の武夫と統べしりきりけさども征まをも此ま亦た任
 國と領内の武夫を驅り一族郎黨を以て之と統べしり
 たり蓋し人誰さ他人の為り小死する代背せんや然
 然とも人智の未だ進ず候り時社會此有様已むを得さ
 るとも小を其生を快くせしむるもの高名重氏得んる
 為り其生命を失ふもの多し國司領主の任も太平小
 々人民を治むる此知事たて騒亂ふる之を帥ふるの將
 軍もろ不及んる領内の武夫等依て以て高名顯達を求
 むる處ハ其國司領主の愛顧を得り小あり故に始めて
 臣従の氣發ちて其指揮小奔走し其私事小周旋して其

子弟と見る事猶ほ主君に如きあり義朝臣毎度御方と頼
 離きて獨身今程て是を大將の戦ひ給ひたる程一則に經景通等今守
 今守今守の時ふらと諸將の命を司りて下知を事も事とせめて今守
 殿甲斐守頼信の遺言に頼義の命を司りて下知を事も事とせめて今守
 土卒の遺言に頼義の命を司りて下知を事も事とせめて今守
 云々頼義の詞理ありつゝ實に頼義の此軍あり而して又武
 夫の他人に成りて死に肯たふものあるを見ざる久和
 又六元衛大音ありて曰く今度千兼殿憑りぬりぬら
 七昨日よ此陣あり武士に逢わそ云源氏の家人ト
 部武俊之と戦く互に死に其他猶ほ此類の死者あり
 然もとも未だ恩義に感ずて死すとも多かり信り
 此戦亦於て源の頼信著し軍功ありしに源氏の名

聲武夫の間小威小稱賛せし我皆之に後仰て以て其欲
 を以て處と求めんとせり前太平記曰く去る長元元年
 武夫成りの兼ねたり頼信朝臣の武功小服小斯く
 代其下風小立たる事と望志ろのみならぬ源氏小従ひ
 軍功成立てき多かり為り小或は郡司となり或は庄司と
 成り或は數多の貨財を得若干の土地を領するに至り
 小臣従の心を抱くもの多かりけり抑く此土地を領さ
 ず武夫も勿論郡司庄司と雖も多から世官小して代り
 其土地の人民と支配し且つ引卒も多故小土著の武夫
 を皆奪其所有と成りて勢ひ漸く強大なを是に於て

郡司の其國守と違ふものあり千七百十二年陸奥六郡
 害小據すて叛を祖父忠朝廷復た源家の一族とす之
 征をす六郡の司を朝廷原頼義とす陸奥の大守兼鎮
 義即ち河内と發を源家不恩義と抱くの住人等領内は
 武夫と帥み軍器を攜へ自ら戰場不趣くものあり近江
 野州河原と待う馳加る之と始とて夫章源四百餘騎
 江甲斐信濃伊豆駿河の軍兵下向の路水小待受は二
 騎三百騎五騎十騎我も我もと參向を相換國の住人
 記孟諸國の武大夫和黨と結んで戦地不趣く朝廷問
 る能をさく國司判官抑此軍は多年習養せし武夫の戦
 ふると以て安部氏と領せりとて容易不鎮定をせらるず
 源氏の軍數は敗ふ然も尚ほ恩義の爲り小戦小

の大小名あり前九年七騎落の時則範幸光任良廣景
 任頼義の居處を問ふ國如曰く一族諸徒悉く忠義小命
 と捨て一人も生殘さず此のなきは將軍の御在所知
 入道して頼義と尊ね或も積雪小苦み或は兵糧小疲
 れて諸國の客兵を言ふも更なり鎮守府の兵と雖も逃
 去るもの多し然まとも尚ほ源家の爲りに死を忍ぶ
 の武夫あり前大平記に曰く或る時人々將軍の御前
 下知らば名を辱しを申し合へり衣川不修理之進景通申
 天下の武夫悉く彼の生々難し合へり衣川不修理之進景通申
 節々武夫討家の安危を一知小隨ひ朝家に歸るものあり
 當時の武夫亦たの氏族の彼の家人と云へる語も此時
 代より盛ん小行はる如し是は於て乎恩義小報する

の死あり然もとも武夫と源家の間未だ君臣の約あり
 小阿らざる用て其死必むも義務なりふあらざる
 其後更に郡司の亂あり前九年の亂は清原真人武則其
 氏と源氏と相ひ故に朝廷清原氏と以て陸奥六郡の司と為
 之と後三年源家の一族伐帥るて私に之と征を命じ
 の軍と稱を源家の一族伐帥るて私に之と征を命じ
 而も源義家時と陸奥守兼鎮守府將軍たり故に關東諸國
 の家人等其一族郎黨と率るて來會せり斯も數々源家
 小屈從すに及んで其幕下小從ふも其義務なりふ如
 き習慣とありて其仕候の長短伐以て忠義の厚薄を論
 せざるもこれ阿らざる後三年軍記に據る小義家下阿の時衆に

度西國小阿らざる用て其死必むも義務なりふあらざる
 其後更に郡司の亂あり前九年の亂は清原真人武則其
 氏と源氏と相ひ故に朝廷清原氏と以て陸奥六郡の司と為
 之と後三年源家の一族伐帥るて私に之と征を命じ
 の軍と稱を源家の一族伐帥るて私に之と征を命じ
 而も源義家時と陸奥守兼鎮守府將軍たり故に關東諸國
 の家人等其一族郎黨と率るて來會せり斯も數々源家
 小屈從すに及んで其幕下小從ふも其義務なりふ如
 き習慣とありて其仕候の長短伐以て忠義の厚薄を論
 せざるもこれ阿らざる後三年軍記に據る小義家下阿の時衆に
 今景政武總等を得たて義家も果報も苦しく覺えに
 景政其夜義家小謁して曰く宗任は降伏の人二心の老
 武者何の用か立つべき又た秋父の十郎平國香は
 赤葉源家譜代の家臣にあらむ景政事を先祖加藤是
 六孫王に仕へ奉りて五代當て二心なり云々是
 於て漸く氏族の爲り小死とせむ武夫ありと見るなり
 是より源家の催促よく應せざる處より源家の軍に
 従ひざるべからざるの風習となれり
 斯く戰亂あり毎小武夫の小領主を次第に諸國小増加
 せり所領なきを勿論其地の吏務伐為きて然して又土
 著武夫と臣僕として養ひをれば兼て軍務も關與さ
 り故に千八百年代の末より國司の權は全く下小移り
 て兵食の權を全く武人に歸す諸國の人民も再擴張恣

たり武人の下小支配となりき更し氣息と出る能はざり
 小至れり然りと雖し諸國に土著の武夫起りて一より世
 は是き武夫の世界なり朝廷之代距絶えて廟堂小登り
 を得せしむるを僅う小衛士となりて平安威都の繁榮と
 窺ひ見ると得るのみ故に皆を武功代競ひ死を抛ちて
 此俸領と得地方の政務と取扱ふに至りてはてされを
 既小封建の萌あはれとて之を平安政府集權の有様と
 してむいかはつて武夫の幸福なるべし且つ其地の
 人民とても其地方の人小支配せらるる自ら苛酷の苦
 こも少からばべし乎郡縣と封建とを較ぶるとは封
 央集權の甚しき郡縣より然れども申
 事なりと云ふが地方の俊傑は其土地の政務を得て其

政務を以て其地と出に於るもの多し是れを以
 後廢之の戦亂代經て次第に此領土の勢力張大し其
 終に純然をば封建と云ふりにけり
 蓋し人を常に他人より勝またる事業代為さんとする
 の心あり是亦を生を保養んが為るか外物小打勝つ事
 肝要なり是は是心起るなり自ら以て他人より勝まらば
 事業を為せしとす亦も古人も亦さ爾く思ふや否知
 歴よりず故よ之は世の評判小徴其事業の大小を質
 世人の大小を考へ所人の心為さんと欲し古人の小と
 する所人之を為さるんと欲し是蓋し榮譽を望み恥
 辱を避く人の心なり高名心
 武功は人の心の起源亦た

之小外りなりけり然り而して其大心小を巻ふ
 ち世の事情より由りて大異あり關東は數々軍馬の巷と
 なりて武勇の氣を其生命に保ち其資産を守り小要用
 ぬる有様ありしが心を心膽の剛と筋力壯強と武藝の練
 とをくくめ最も尊賞する所にして其榮名最も高きま
 のなきされを武功を以て拔群なる事業を為さんと欲
 し初り小を猛獸を搏し敵殺殺を以て多きは誇り終りハ
 人間の最も為し難き死を潔くして高名を得んとする
 小至まり永平の戦小都川平六貞包東條次郎兵衛入道
 死と極りたる上り手と推く勝負と決す小及共と討
 勝つたれりとは老命既に眼を為す後漢期をへさ小片
 川曰く語互小差違へて死ふ人部一に死後以て高名を得

る事と悟りてよき漸く此風俗増進し死後見ること歸
 りふ如きもの數多頭はきたり死後の榮譽を望む心の心
 といふ發を極むもの小あり喜悅するべしと自ら考へての上
 といふ靈魂之の為り死後の名を全く靈魂の死
 不為しにあらはれざるなり死後の名を全く靈魂の死
 意小出づる鳴呼若し抜群なる事業を為さんと欲
 其生命を捨つべくは是れ人間の為し事業を為さんと欲
 機概なりと云ハ不履るなり
 諸國の武夫等一氏族の下小習養せらるるに及んで人
 人の榮辱利害ハ其氏族の甘心を得ると得ざるも小存
 在る代以て萬事其意を迎へて奔走し心と盡し身を勞
 して相ひ競ふて其寵遇と得んとすふ小至るべし此事
 只た其一身小止まらざるを子々孫々までも一氏族

の下不養ハ系、小及んで領内の武夫を殆ど其所有物の姿成爲一家人郎黨の如き詞を臣僕と同一の意味を爲す小至秩り家来と云へ此而して家人と云時代は始りハ郎黨と稱する者持家より對それ對それ諸國の大名家夫て家人なり郎黨と云軍場於て他武夫此上も立侍べく賞を得るに於てハ郡司庄司の官も拜せらまき小領地とも賜ハるべく其社會は於てハ最も榮華譽あり地位高く武夫皆ハ家人郎黨とらん事を望うと彼の氏族ハ家小生き此武夫の長と成りし人は其高名心は巧し小運用し自家の爲りに利あり所ハ榮譽と附し害あり所ハ恥辱と揚げて其勇氣を勵ます也と彼れ

此ハ寵遇を得んとして武夫の事をいて此策略小従ハいさらんや眼前ハ榮譽と重賞を見るをや一雙の酒盃と終身の光榮とて數口の劍と感涙と催さしむべし終りの一言半句の賞詞ハ武夫は死して甘せむる小至れる後三年の戦ハ義家剛腹の二座四郎惟廣の座ハ食を修事三十一日あり流石の臆病者も之と恥ぢて一度軍功と顯ハさんと唯一騎して敵方ハ向ひ流失し當りて死せる也斯く高名心小臣従の色と添ふ小及んで倫理の情善邪正を更し社會の勢をして忠義の氣と發し之と稱譽せらむる小至を益し世の所謂善業とを素と世人の見く稱譽とふり發せし詞ありと以て多くハ自ら損

失して他人と異ふ。試云ふなき夫の氏族の下は徒属
 一漸く臣僕の風習と得をは武夫の善行の為すべき事
 を深く信を多を以て軍陣小臨み思義に報ふ。不遇の
 の働きを為し所謂一日の思ふ百年の命と捨つ。の所
 業と為さる。夫れ一日の思ふ百年の命と捨は。こ過當
 の報形を以て善行なきを之と忠節と云へり蓋し勇氣
 と臣従と善行と適合さる。と此より夫の高名の為り不
 さへ命と惜すぬ武夫の事おれ更し善事を加へ多
 所業と為す小於て豈し躊躇せん前九年の頃より忠義
 の文字も武夫の尊む所となれ。後三年の時鎌倉權五
 彌三郎之を見下四人張し十四束。引設をて弦音
 高く切る。故ち景正の右眼を射て首を貫き甲の絆付の

板に射付たる。景正は。馬を引。三郎殿。見給へ。其
 唯今。向。馬。三郎殿。見給へ。其
 處。引。馬。三郎殿。見給へ。其
 小。引。馬。三郎殿。見給へ。其
 逐。引。馬。三郎殿。見給へ。其
 の。為。引。馬。三郎殿。見給へ。其
 其。社。引。馬。三郎殿。見給へ。其
 如。引。馬。三郎殿。見給へ。其
 國。引。馬。三郎殿。見給へ。其
 習。引。馬。三郎殿。見給へ。其
 勇。引。馬。三郎殿。見給へ。其
 諸。引。馬。三郎殿。見給へ。其
 ら。引。馬。三郎殿。見給へ。其
 は。引。馬。三郎殿。見給へ。其

一所業ハ疑ハズして爲す事多ク是則ち風俗の起る所
以小して一團を爲せり人民の言語動作自ら一致する
所ある處之を爲め有るは先代の奉せり氏族ハ後
代亦て奉せり余慮らざるは勢となく先代の利を以て
行ひし事ハ後代は又義務となりて行つざるへからず
る小至り事ハ後三年以後諸國の武夫ハ大名小名に
臣従志す而して大名小名も將家ハ臣従ハ社會の風俗
とありて星霜を經るに從ひ其勢ハ愈々積重せり是と
以て苟も將家一門の人と云へば諸國の大名之と奉
り武夫其命ハ從ひ何きの時何の處りてと以て戦闘と
試み得べし

義親の出雲は救き為朝の九州を押領し義
平の關東は戦ふ何そ事を爲すの場なりや

當時の史乘と考ふる小國事に關する事件を多くハ將
家の人々出づ豈に將家の心人物成出さんや蓋し高論
正理を以て當時の人心を動かさず是らハ唯だ將家の
門地の存以て數萬の人命を死せしむるに足るなり以
て臣従の勢盛る事と知るべし

うは臣従と武勇ハ勢ひと歳移り星改るる小従ハ次
弟に鬱積したるを以て保元平治の戦ハ有様と最も烈
しく見へきをけり譜代相傳の郎黨多年恩顧の家人等
御曹司若ハ冠者の前ハ先手を争ひ臣由緒あるものは
詳ら小先祖以來の武功ハ述べて由緒ありしものも高ら
小其姓名族籍と述べ高矢石を恐きを敵の多少小ハ關

勇さ

ぜす敵陣の中ニ駆入りて一騎一騎は戦を為さり魚鱗不備ハ鶴翼ノ戦ふる

まを軍ニ規律なく体伍なくとを蓋ハ形容の文を

武夫皆ふ思ひくの得物と携へ自由自在ニ進退したれ

とも唯た恥を知り功と競ふの勇氣あつが為ニ軍陣と

全志たると此等此等此輩

されしゆを千九百年代の中頃源氏の子孫兵と集り平

家を滅するも當て國郡と治むるも此小絶て朝廷の官

吏の如きもの茂見兵郡司庄司權守城介等の官名ニ家

々の姓名は如く通稱さう此其支配の土地も其所有は

如く領内の武夫を臣僕の如く小して皆ふ武勇と勵と

死と見ること歸るが如きもののみなり斯く領主の増

加し威權の此小歸るにゆえにや國司亦た自ら仕國小

趣くことなく此輩に命じて目代せしむる小至す源

氏の子弟を奉り平家は滅するものも此輩なり鎌倉の

政府を創立せしも此も亦實小此輩なり源家の軍勢東

國より西國ニ推し渡す此間より不到る處豪族の武士と

統ぶるものを見て朝廷の官吏と見さるるも此亦實小之

る為りなり地方と制する政の規律ふるも亦た驚くべ

きうな是小於て千六百年代より諸國ニ鬱積志す小剛

勇敢死の氣一時ニ暴發したるを以て鬪争決戦の有様

實小勇くしく見えたりを鬼神と呼び此天王と唱へ

らとせし勇將勇士等互小死と争ひ打亂きたる軍場の

らとせし勇將勇士等互小死と争ひ打亂きたる軍場の

内一血煙たて、ぞ戦ひなふ其間筋力に驚く處さもの
 能登守教經ハ二十人力あり武夫武術に於て若
 二人とらハ挟み海山投して死す
 と輝かふものあり奈須典一扇の要と射る佐死を見つ
 歸りか如きものあり河原太郎扇次郎を呼んで云々
 家人の高名と譽とを我等自手と下さ叶ひ
 難一我等城中入りて一矢射んと思ふなりこれ
 千一も生て瑞ちん有りたて夜す而して死を
 中二人にて生田の森の逆茂木と越え死す而して死を
 遂ぐるは最も恐るべきものあり今井兼平太刀と板
 者庄の御件ハ自害するを是を見習や東の殿原と
 て大刀の鋒を口ふくわへる馬より逆小落て死にん
 将家ハ兵權と委ねらるる堂々たる征討の軍とハ
 のつから一家の私闘の姿と見なれを官軍ハ将も嚴
 命と以て武夫と駈催する能はるて私情成以て援兵

と請ふの敬禮ふるふべからずされを臣従の氣成あり
 一時も雖も將軍より諸國の武夫を催も小常に憑むと
 云ひ或る之と語らふと云へり武夫の之ハ應ずんば與
 力そと云ひ同心すと云へり與力同心の武夫集まりた
 り軍体ふると以て嚴肅なる軍律も立はると能はる
 一加抑ふ未だ之を立成り成知らざるは大将の婦令
 小も従つて氣儘に敵に向ひ自由小駈引あつたり有様
 と當時の戦ふ於て數々目撃す所あり熊谷直實平山
季重等鴨越
 進まるとあり谷小向ひ曰く此手ハ惡所存をば誰先と
 云ふとあり功と為さんと欲はる一谷小進むに如
 とらるる作を隊伍を立はるの法も未だ開けを去る唯だ
 勇氣あり武夫等一處に集まり一向進み戦ふはかたて

の事からん夫等一類不齊す一國を統べんとす
之と要す不我國封建の權與に國司此專權よりて僚
属を臣使をもて元帥に戰功の武夫郡莊の司不拜に其職
と世く若くて土地代領をも不發せしむ此ふらん然
し而志て夫の忠義此心で封建の勢法進む不徒ひ愈々
増積すべきものだふこと代明知し得べきなきに其
軍將あるも其の軍將を立排すは其の
公の元帥に同し其の元帥は其の代領を
其の代領は其の郡司に同し其の郡司は其の
其の郡司は其の代領に同し其の代領は其の
其の代領は其の郡司に同し其の郡司は其の

第四章

鎌倉政府の創設より其治世の間の有様

鎌倉政府ハ斯ノ大小名の武功よりて創立を所さ

る代以て彼の次第に増進せる封建の勢を滅消す之を
郡縣の有様不復そ事ハ素より其威力に及びさ所ふり
之と郡縣不復したれどとて舊時の如くならんも余
を寧ろ封建と取りたり何となまな地方の政務を地方
の人民より委然此ども其威力の及むん限り之を抑制
志すは如く彼の王朝の時不當に數々叛亂鬪争を為
しきを諸國の大小名を鎌倉政府の時不於てハ或る

帷幕の臣とふりて政治は要務不關和或を政府の優對
と受けて地方の人民を治り復て従前の如く政府の人
不凌蔑を以て此に至るまで代以て皆を歡喜志て鎌倉

政府の忠節残盡を我人と成り復た顧慮をなさざれば
 とも見下されり然れども頼朝の疑ひ多き心よりし
 て木曾氏と滅し平氏を滅し陸奥の藤原氏と滅したる
 後ち關東忠義は大小名若く一族と雖も其大なるもの
 名望あるもの皆ふ之を滅し以て後の患を掃へり上
 弁廣常叔父行家弟範義經從總其小なるもの雖も動
 手義高及び義經の子は殺せり其小なるもの雖も動
 功伐賞する小當て多くて感状賞詞を以て其高名心を
 甘くしむるの存して土地を分與し實力を附をばに於
 ては極りて客なきに熊石直實と相本一の甲の者也と賞
 用行平を日本無雙の勇取也良方之見知る事彼の眼は
 過ぐやうしと賞ちて指磨の守護職とを共條氏の強
 大死後の事を主是に於て諸國平均し土地兵馬伐有るも

るものも雖も未だ以て鎌倉政府に抵抗をなさざる程の實
 力ありしものゆゑなり
 然りと雖も當時武勇は氣諸國に威しして所謂死を見
 ず事歸す不如きの武夫等郡縣に散在するが故に之を
 治むると真に難かしく其れ人皆を天性財と惜み死
 と哀むの心あり故に以て地方の政務を地方に委ねりし
 猥りも叛亂をなす患なく其利ありて其害なきは夫
 の死と惜まざるの武夫に如きを資財の得失を論せず
 事此成否は關を奏亂を為る者政府之を統ふる事なく
 して可ならんや大江の廣元即ち策を立ち曰く世已に
 澆季なりて象惡のむれ最も時を得たり天下小及逆の

輩あらん事更ふ絶ゆるらば東海道の内より斯て
 まさか静謐なりと倉々きと姦濫定て他方小起らん其
 と鎮めん為りや毎度東國の兵と發せり此んも人の
 煩也國の費也今より後諸國の御沙汰と交へ國衙莊園
 守護地頭を補せらんとるあかちに恐る所なり早く
 申し請ひふべし是ふ於て頼朝朝廷に請ふて國衙
 守護と置き之に警察徵兵及ひ裁判の權を附して御成
 目第^三章に曰く右大將家の御時不定り置るる所を大
 番催從謀叛殺害人並に夜討強盜山賊海賊等の事ふり
 と之を總追捕使と云ふ一以て地方の武夫大小名と統
 古の檢非違使と同し
 管下武夫大小名の私兵派弄るふを禁制せり御成敗
 三章に曰く抑々重代の御家人を里を難又諸國の大小
 三章に曰く抑々重代の御家人を里を難又諸國の大小

名を皆守護職の催從に應ふべき義務あり催從に應
 せざれば其隱領と沒收せらば事ぬ^{御成敗式目第三}
 點^{當時の御家人即ち大小名の有様を考ふるは近}
 の決後^{後小發せし封建の借地人同様に考ふるは近}
 年^{年まで陸奥の武士の約束にて土地を領するはこれ}
 是^{是れ}も武土專横の弊止より又領主の自ら治め
 莊園より鎌倉政府より地頭を置き名主の上不立て吏
 務を授けたりたて抑々地頭の職に始はる京畿近國關
 西の諸國小定補せらるる如くや社とも其後數く土民
 領家の訴あきて唯だ本所の自ら治めさるる莊園に
 置き^{御成敗式目第四十六條に曰く名主の職を召し}
 所^{所せらば地頭を附けり}と覺ゆ^{地頭を召し}領主の自ら其國に居る庄

園ふを其領主即ち大小名を志て自ら地頭の任と取扱
 たりたりた多なる故に鎌倉政府も諸國の領主小地方
 の金穀の吏務を負擔せしめて而もて領主に此公務の
 關をも多きを喜ひ鎌倉政府に其正邪を責罰す家の權あり
 あり要するに鎌倉政府を守護と置て地方の武夫大名
 と統べしめて以て兵權收り地頭と置て地方の金穀
 を取扱てしめて以て其財政を制する故に其國郡を制する
 所代有標を前時と全く一變せしむ如く是れとも未だ
 嘗て大小變をば所あらざるなり平安政府の時と雖も
 諸國の大小名と皆實に地方の金穀と專らし兵馬と
 擅りせし然も朝廷の官吏之を擯斥して見と以て

賤務と為して守て共小志をばり鎌倉政府の時小
 及んで之を擯斥せしめて貴重なり公務と親しく之
 小敬接し其公務取扱ふの是非を明察せし故に領主皆
 政務小甘し其地位小誇り此氣ありて而もて亦た專横
 の弊やみざる是れ實に鎌倉政府治世百四十餘年間彼
 此土地以領し兵馬を蓄へ死を惜まぬ地方武夫と
 敢て政府小向ひ兵と取らむのなるなり所以なり
 抑く此事後垂有司の能く心代盡せしに因ると雖も廣
 元頼朝の功居多ありと云ひざるべからざるなり
 多くを守護地頭と置くの一事を以て朝廷の權を較く
 ものとなし然れども朝廷の命遣せし國司の地方
 小於る權なきに如何なる時始まるに原氏東國
 小起る時不當なる如何なる國司關東地方小ありし

日本書紀 卷二 第四節

多小地方の大名と以て目代と為せしむる故云小國司
 既小權を此一事と以て國司の權と殺くとも云小國司
 うらん余は却て地方の大小名
 と制をなす此續あるは見ざるを
 斯く平安政府の制を兼ねたる大小名と巧み小制した
 る鎌倉政府の内部を極めて簡易なふは此より當務
 の人亦た甚だ多うなふが如く此等の人くは往時僚
 属を國司の邸宅に集すとが如く其後家人が領主の
 家小集まれざる如き有様ありて源家此松原に於て國の
 政務を取扱ひり蓋しいつれの政府も其起源と尋ねま
 せ多くは如此ものありて後世次第に廣張り盛大小を
 りて成るを善良と有り或は暴戾の有様とれる存らん
 の別當を前因播守大江朝臣廣元王計元二階堂朝臣行
 政家王の鎌田俊長知家事を岩手小忠大元家門注所の

執事の中言太夫三善康信侍所の別當を和朝臣義
 威公事奉行の前掃部頭藤原朝臣親能筑後權頭藤原朝
 臣俊兼前集入佐三善朝臣康清文章生三善朝臣宣衡氏
 部丞平朝臣盛時左京進中原朝臣仲業前豐前介清原與
 人實後京都の守護に一條保教鎮西
 の奉行を天野藤内兵衛尉朝臣連景

斯く鎌倉政府は巧小國郡を制し簡易なふ政体を取立
 てしむる後ち一家政府天下を以て家と為る者の政府と
 と握るものをも有の弊害を直ちし其内部不萌きり蓋し
 司政府と云ふ何色の君主も此世界に於て后妃妻妾の外平生交語を
 べき朋友なきものなり國中の男子も皆生れれりう
 ぶ其臣下に於て平等に交と爲す能はる故に親しむ友
 もふく研磨の利なきを以て列國に君主も非らばり
 りは其智は自ら平常の人に及び難き頼朝の死後二

世三世の時小及んで此弊大に發出し加ふる小平安系
弱の遊技又を其心伐沈酔せしめしむるを全く孤獨の人
となりて頼朝の時當て大に増進したる忠臣義士も
其心を盡す能ひざれば至れり
斯る時小及んで北條氏を外戚の威と藉り執權職の權
を以て彼の源家の忠臣の中自家れの制し難きもこれを
皆之を討滅し其餘の小ふりものも皆を私恩を施し
其心伐收攬し執權職を以て自家累代の職務と爲し千
八百七十九年を以て源氏の子孫を滅し一家政府の主
人の血統と絶えしむるを總て其所爲極て隱密にして
後人として事實を知り小苦しむるものあり

然ると雖も門地の貴賤を當時の人此最も信を依處し
て北條義時の如きも之を制す不能はざるなり蓋し
平安政府が門地を以て貴賤を論し天下小公示さし
る慣習の久しき人々皆小門地を以て起ゆべからざる
ものと思ひ漸く血脉伐以て貴賤を分ち曲直を判する
に至り譬ハ武夫ハ生れながらにして賤とく公家方を
生れながらにして貴とく思ふ事を隨く武夫
の公家と征すは曲公家の武大と征すは直なりとせむ熟く其心の起る所以を
考ふる小是亦を鬼神を敬するの心と殆んと同一なり
第一章神道の起るを蓋し人々の怯臆の心死を避く
ん第一文を参考せよ蓋し人々の怯臆の心死を避く
ず極て多きもの小稀小見るも其狎を近くこらる所
るもの等も小常は多少の想像を廻し其災を避くんと

一月心、史 卷二 第四章 千七

是はもたふり高位高官を人目の集まる處にして而して
 狎を近く居らうとすも此等其に常に金銀珠玉と
 衣服を飾り深殿高樓に往り多と以て世人の之を見聞
 たりも悄然として其嚴威を畏れ先づ心に自己同等に
 入ふ所らざるの思ひあり是れ於て人小貴賤の考へ
 るる其子孫長く此職を保持に及んで人即ち門地血脉
 と以て貴賤を判じ生れざるに志て貴者あり賤者あり
 たりとの心起ふより均しく是れ同等の人類れまとも高
 位の人此血脉を貴しと思ふ小至れりされを自己の親
 昵せざるの高位小登り小服を著して彼の數々見らる
 うう近き易からざる人知恩小服すものなきを彼大

亦名等同輩の知者小與みせたりて源家の子弟に従ふ
 ものこ一ハ貴賤の考其心小存まれざる持し曰く
と雖も尊ららば君ハ尊しと雖も親しからば父と尊と
親と代兼ぬと親しうらざるは親しからば父と尊と
なり故小人常に親しうらざるは親しからば父と尊と
尊と甲の人常に親しうらざるは親しからば父と尊と
則ち洋服と結て曰く泰西の學士亦此説と持せり乙
則ち服と結て曰く泰西の學士亦此説と持せり乙
親しからば君ハ尊しと雖も親しからば父と尊と
賤は是より鬼神と敬し天地を祭る是なるも其他君臣父
子等の間も長服の儀小輕重あり
人心の有様如此小して北條氏の門地族望ハ當時の人
心を繋ぐ能以さるを以て北條氏を貴族の小兒と平安
の朝廷より迎へて奉りて以て鎌倉の主として征夷將軍
の跡を継がしめて以て四海小號せり恰も法師の神符

と擁護して法を説くと一般に素と其説を神として
無知の人をして畏服せしめんを為す斯く源氏の
嗣既小絶悉他の貴族其跡を保ち一家政府の性質變
て有司政府となふと雖も是も皆か鎌倉政府の内部の
變異なりて外部は對等は威力に於てハ更小面目と改
むる所なるを以てハ其の勢を佛法渡
斯く政權の關東小歸せし後平安の朝廷は於て嫡姪の
情なきんをあらはし蓋し神教政府の勢を佛法渡
來の後大小滅せしをりと雖も古代の事と追懷する毎
小神代の偉業を思ひ出さるる故も王家を日本の人
民を統治す所の神權と有するの考を常々日本人民の

心裏を離るるのみならず且つ有識者の首唱する處あり
平安の朝廷文弱小歸せし後眞の政權をふも其を實小
藤原氏小歸ちて天皇の興り知らざる所を此ども亦た
朝廷小あまて事と執つて以て王家亦と怪る人亦
た疑ひを終小を關白攝政の權を春日明神の子孫に在
ると思像を多小至まり平氏武臣と以て天下の權を專
ら小すふに及んで王家と藤原氏とを其專權を奪ひ
きて事小心付さ敷く之と覆さんと欲して却て其威權
を失へり然れども亦た平安の都にありて王家を補佐
を爲さ如き有様ありと以て終小を人亦た怪る所
至社も源氏關東小起りて政權鎌倉に移り小及んで王

家へ却て平氏の時よりも尊敬せらばたてと雖も政府
 の場所遠く關東不在と以て其特權を失ひし事灼然
 たるをゆえ王家を之と回復し往時の如く公家一統の
 世と為さんと頻りに隱謀せられん是に於て關東調
 伏の堂伐建てらる關東調伏の堂を三條白河に建て最
 將軍實朝打たれ給ひ勝四天王の院と名付らる其後三世
 の水の恐ろかりとて急き歎たり白河關東呪咀の事數くあ
 り又關東の長久と祈れり陰陽師と止りし事も
 あまけり其他種は鬼賊不類も事共多かりけり然る
 と雖も門地の貴賤を信ず王家の神權を稔聞も兼て高
 名顯達も生命をも顧みざり武勇の猶ほ未だ衰ざり
 世其の歎多の大小名はして之を歸せしむるに足るも

のかり況んや此時源氏の嗣既ふ絶ち諸國の武夫等其
 忠義を盡みくその主的を失ひを依時々於て一天萬乘
 の君を以て征伐し給ふふ於てをや關東親昵の公家へ
 直ちふ召籠り北京師の守護を直ち打られ院宣を直ち
 に七道へ下たされ武天の集まふも一萬七千人將小
 錦旗を翻ちて東國へ攻り降らんとせり

然りと雖も關東亦た智謀の人多し豈に豫り此事あり
 と知らざらんや頼朝の寡婦即ち四世將軍を擁し大に
 將士を召して曰く皆心を一にして承れば最期の言葉
 也故將軍朝敵と征し關東を草創せしむる諸士の恩を
 蒙むる山岳も高く溟渤も深く今も朝廷逆臣

の讒も因て非義の論旨と下たし關東と滅せんと爲し
 給ふ早く逆臣等と討取り三代將軍の遺跡を全をす
 但し京方に參らんと欲すはとのほ唯今燧を申し切ま
 と頼朝の謀士大江廣元三好善信等策成立くと曰く今の
 計きはまの宜しく速に武州北條泰時を以て單騎を至とも
 鞭と揚げて京師に向て進むべし」と是も於て東國の武
 夫十九萬東海東山の二道より京師に方々攻上り京
 軍戦ひ敗れ將士等走りて敗状を奏せんを門と閉ち
 て入れぬ東軍六波羅に入ると即ち勅して曰く今度の合
 戦敵慮に出てを謀臣等より申し行ふ所也と三皇二官遠
 國に移され謀に與らば公卿數多刑戮をうけたり是と

承久の亂と云ふ實に千八百八十一年也是より王室其
 尊嚴と汚し復た朝廷に心代寄らばもの如し門地を尊
 んの氣大に減少し皆を關東の號令に服従せり
 其後鎌倉政府を更に一層修整せし有様を成さる其内
 部の順序も極めて周密にして國郡を對するも亦も倨傲
 の弊をかりき故に大小名の國郡を領し人民と蓄ふ
 有様を更し減少する處なく封建の元素ハ歲月を經る
 小從ひ愈増せしと雖も其專横の弊を全く廢絶し其決
 死の勇を漸く減少し復た名利を死をへき事件もなき
 恩義忠節を死する人もなき武夫の職世職を成りし以
 來常々凌蔑せられたる農商も始りて氣息を伸へ肩を

息ふを得て復た軍馬を踏荒され盜賊は奪ひ去らるるの憂なり領主の制壓を蒙むこと少く北條時義時と諸國を遣はして守護地頭の善惡民間の疾苦を問ふ使者は時義時先ずて惡事ありて自ら細衣を被りて出づ斯く視察する時自ら公平の政真小為難に地方を治む政府の取扱方簡易にして歲出多るる事少くゆえあや徴租の割合も大なる減少あり東鑑に頼朝頼朝を鎌倉小倉の三分二と免ぜしかり又兵糧米と一段あり五升は課し順次免れども及んで大の徴租と緩ゆる大納言五民をり時頼に至り水田五段から五石と生ずるを定法として其生米十石と二分の一を納めし五石と納む其五石と代納すは納給分と備子るは是時と恰ぐも四天王寺殿

南農政論論事起せり人民是も至りて已を治むべき政府の爲り小已を攪擾せり此憂を稍々免ふれり此の如き政府は於て政事の樞要を關する者には武斷不誇り憚ありもの少く又た文弱に陷る弊少く遠謀深略ありて寧ろ精疑多き者儉節果斷ふて寧ろ殘忍なり者のみ多かりたり時と或る經濟の説を持きて以て政務を行ふもの何ぞ其見を處正譎を誤まるも此莫きありやと雖も傳馬の制を貧民と苦す其具つ不公平誤解は小幡篤次郎先生の辨節儉を以て主と爲り政府取を得て既に世不明なり自ら手と下志て製作を營み職業を保護きしむるを以て大此の過失を起せしむる一凶年饑歲も倉庫を發

して流民を救ふ事も政府と雖も為さざらんべし。然るに未
時の之を爲さざるは又左時宗の時民間少數の
貨幣不足しくして零賣し不便を生ぜしことあり。金を
支那に送り銅貨と交易し來りて民間の融通を助けた
る造幣の法なき當時にありて驚くべき偉業と云ふ
べし。要するに鎌倉政府終始心と民事を盡し吸やくし
て唯だ其及びさるんと欲せず。如く唯だ節儉極て
甚ちくして文學を勸めちて無く學校を設けしことよく
奢侈を制し人智の進歩を妨げし跡なきこと見えて或は識
者の議論を招くものありん然るに雖も平安政府の開
化を地方を抑制して以て以て養生せしむれば國家の爲り小

願ふ處にあらざるを鎌倉政府の下に退却せしめて是
と自然の適度は達せざるを況んや我國民間の著書見
るべきもたあるに實に鎌倉政府の時より始りたり。其
鎌倉政府内治の方法此の如く嚴肅なり。故に外國に
對する所も亦た十分の力を伸るを得たり。此時に當
りて元の兵既に鞏固地方を平定し其鋒を南に金と滅
し宋と滅し全地過半の人民を統轄し勝兵の餘威を以
て來りて好むを求め數に西邊に寇より海内大に恐れ朝廷
頻りに元寇と穰ふこと。伐祈織成先法を修して元寇と
再心を祈り金輪法を延
曆寺に修す孔雀經法と修す大般若經を轉讀す七百の
僧と石清水小會し七日夜尊勝陀羅尼を修す伊弉大神

宮小奉幣... 元寇と... 轉請... 曰く... 日米... 大將... 六... 遣... 分遣... 備... あり... 殲...
宮小奉幣... 元寇と... 轉請... 曰く... 日米... 大將... 六... 遣... 分遣... 備... あり... 殲...

程の大戦も... 如く... 真小... 恰も... りと... 功あり... 亦... 斯く... 樞要...
程の大戦も... 如く... 真小... 恰も... りと... 功あり... 亦... 斯く... 樞要...

て武夫と歸服せしむる源家の如く人心を畏憚せしむる王家に如きものふあらざるなる故に天下の政權を實に北條氏にありしかども諸國の大名ハ之と同輩視し平安朝廷之と陪臣視し未だ天下の主として仰ぐものあらざりき然而して朝廷を常に王權を恢復せんとの形跡を現し大名亦た依然兵甲を蓄へ莊園を占領し以て忠義の武夫を臣養せり苟も政府を以て乗るべきの釁あらざる北條氏先づ其衝不當をんと知し唐土を斯く上下より刺衝強うすしかた北條氏に代り英明果斷の人を出し絶えて頑愚柔弱の人を其親戚友朋に對し休の處置し於ては執るべからず

と雖も公衆に向て政務を行ふに於ても代り公平節儉と重し唯を及ばざるを恐るる如し是を偏私門地の賤しきか為りに良政を以て人心を得る以て其衝に當らんを思慮すふ出でしを良政猶ほ安をも能はざる故に始り藤原氏の一族後小を親王に奉りて以て其政令に尊嚴を附し自家を執權の職にありて他の官吏と同列し諸國の大名即ち地方官吏と應答せり其職も一人より當りなく泰時以來を加判ありて贊助せしむるに斯く有様にて北條氏の權も答ふふ大名を滅する能はば上下の權衡平均となりしを人民太平と樂み肩と思ふべきを得たりなり如此有様にて二十年

代の末子で打續たるを
斯く鎌倉政府も親切に人民一般の幸福を保護し天下
と率ゐて王室に服事するを假令至徳と云ふべから
ざるも大に責むべし此ふ加り、如く然りとも如此
有様小至らざらんが為免小政府の人々と皆人情小背
けふ事のみ為したる彼の忍びざると依忍ひたり之か
下を武夫を婦女子小均し小柔弱の貴族を殺し其勲
功を以て所領を賜り富有の生涯を悞む小至れり之を
主たるものも罪なき一族大名等を滅し以て自家の
後害を除かんと志し之を執權たるもの其主家此子
孫を除き數多の同輩を滅して以て自家の安全を謀る

其他の有司等も己の危きと懼き主家の亡ぶると知
らざる如く打過すたり其他皇統の繼位も口入し奉
り擁護す所貴族も年長を及んで老を遂ひ拂
ふ終始之と為せり是等と却て一般人民の幸福の基
となす事共此も倫理人情の最も責むべき處なり
されば畏懼の心を安樂の長を小從ひ愈々増進し此
罪業を消滅せんが為り小佛法を最も尊信と受け其威
力と政府の間小及せり封賜に各々を頼朝を以て數ふ
僧侶小施惠し寺院に封領と給せしめ甚志を小至りて
る平重衡と東大寺に送るて誅を志り以て其恨を晴ら
さしめたり

重衡亦た罪深くして如來の如く鎌倉政府の
助小遇ひ難きことを歎なす

源頼朝の御
學校法書

基と計畫志たすし大江廣元として入道さしり覺阿と稱も隱謀多き義時として數く祈禱を為さしり節儉なる時頼剛勇果斷の時宗として數多の大寺を建立せしりたり且鎌倉政府小園顯の有司多きを前後比なす當時の鎌倉の狀況と記せしものあり源頼朝の御學校法書東南の角一道ハ舟楫の津商賣の商人百族ふきとひ東西北の三方を高昇の山風の如く小立廻り節まり南の山の麓小行て大御堂新御堂を拜され佛像鳥懸の光瓔珞眼の輝を月殿畫梁の粧ひ金銀色と争ふ源光行の海道記と見よ蓋し源頼朝營館と此處小造千八百八十四年の記行なり又佛神をあり奉りしより今此繁昌地となきり大

御堂と聞えしと石巖のさひしむ成切りひらき道場の新なるを聞きしより禪僧肩をふらふ志うかのみならず代々の將軍以下作添へら社を多松の社蓬の寺町くに是れ多し親行の東關記行と見よ茲小記すふ處を以て佛法繁盛の一端成見すと得べしふらんづく最も時を得たりしとれを禪宗ありき

日本開化史 卷二 第四章 三七

卷之二
 明治十一年二月廿六日版權免許
 同十四年十一月四日再刺御届
 同十五年二月出版
 静岡縣士族
 田口卯吉
 東京牛込區牛込北
 山伏町四十三番地

卷之二

明治十一年二月廿六日版權免許
 同十四年十一月四日再刺御届
 同十五年二月出版

静岡縣士族

田口

卯

吉

東京牛込區牛込北
 山伏町四十三番地

東京
 書林
 賣捌
 日本橋通二丁目 北畠茂兵衛
 同通二丁目 稲田佐兵衛
 芝三島町 山中市兵衛
 浅草茅町三丁目 北澤伊八
 小石川大門町 青山清吉
 日本橋通三丁目 丸屋善七
 同通二丁目 小林新兵衛

